

徳島県選挙管理委員会告示第六十四号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十月三十日

徳島県選挙管理委員会 委員長 芝山日出高

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二第一項中「公職の候補者が、」を削り、「申請をしようとするときは、別記第二十六号様式の申請書に、県委員会が交付する別記第二十七号様式に準じて調製した原稿用紙に記載した掲載文一通及び写真一枚を添えてしなければならない」を「申請は、別記第二十六号様式の申請書によるものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

一 別記第二十七号様式に準じて調製した原稿用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文一通

二 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真（電磁的記録による掲載文を添付するときは、当該掲載文を記録した原稿用紙に記録したもの）一枚

第五十条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に、「前条第一項」を「前条第二項第二号」に改める。

第五十条の二中「記載しよう」とを「記載し、又は記録しよう」とに、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第五十一条第一項中「記載した掲載文」を「記載し、若しくは記録した掲載文」に、「あつたとき、又は記載した文字」を「あつた場合又は掲載文に記載し、若しくは記録した文字」に、「当該文字の記載」を「期限を定めて、当該掲載文の記載又は記録」に、「あるものとする」を「できる」に改め、同条第二項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第五十二条第一項中「第四十九条の二第一項」を「第四十九条の二第二項」に改め、「写真製版により」及び「ただし書を削る」。

第五十三条第一項中「修正しようとするときは」の下に「原稿用紙に」を加え、「記載し直した」を「記載し直し、又は記録し直した」に改める。

第六十条中「第六項」を「第八項」に改める。

第六十一条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第七十五条第六項」を「第七十五条第八項」に改める。

第六十三条第一項中「第六項」を「第八項」に改める。

第二十九号様式のその一・Aの備考第一号及び同様式のその一・Bの備考第一号中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同様式のその三・Aの備考第一号及び同様式のその三・Bの備考第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

この告示は、令和二年十月三十日から施行する。